

## まちづくり評価委員会の概要

### 1 まちづくり評価委員会の概要

#### (1) 設置の目的

本市の行政評価に資することにより、市民本位の効率的で質の高い行政の実現に寄与すること。

< 審議内容 >

- ①基本計画で示した「重点プログラム（重点政策・施策）」の推進状況に関する評価と意見
- ②その他行政評価に関する必要な事項

#### (2) 任 期

平成 23 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

#### (3) 委員構成

市民（3 人）  
学識経験者（2 人）  
団体代表者（5 人）

#### (4) 会議開催予定

平成 23 年度 3 回

平成 24 年度 3 回予定

平成 25 年度 3 回予定

\* いずれも開催時期は8月上旬～9月上旬の予定

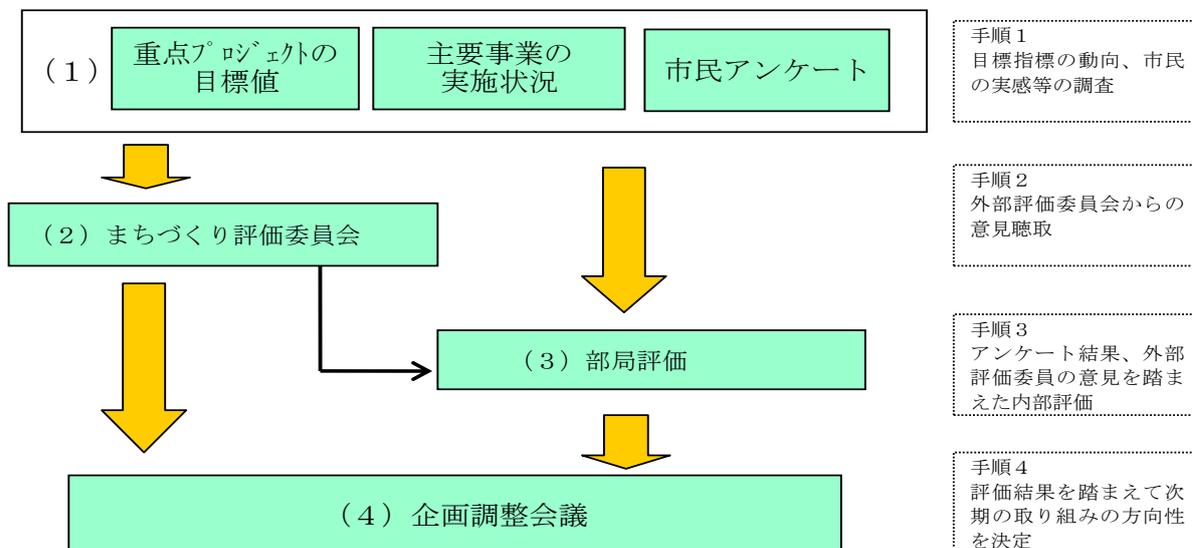
#### (5) 出席報酬 委員会出席 1 回あたり、13,000 円

## 2 委員

(敬称略)

| 氏 名                   |       | 所属等                                | 備 考  |
|-----------------------|-------|------------------------------------|------|
| 学<br>識<br>経<br>験<br>者 | 細野 助博 | 中央大学 大学院公共政策研究科 教授                 | 委員長  |
|                       | 松本 暢子 | 大妻女子大学社会情報学部 教授                    | 副委員長 |
| 団<br>体<br>等<br>代<br>表 | 小畑 雅一 | 横須賀市立小学校長会<br>田戸小学校校長              |      |
|                       | 大武 勲  | 障害者施策検討連絡会 会長                      |      |
|                       | 川名 亘子 | 横須賀市母親クラブ連絡会顧問                     |      |
|                       | 石原 秀郎 | 横須賀集客促進実行委員会<br>京浜急行電鉄株式会社 総務部広報課長 |      |
|                       | 西原 徹  | 横須賀市連合町内会会長                        |      |
| 市<br>民<br>委<br>員      | 木村 武志 | 地域再生経済懇話会                          |      |
|                       | 永田 翔吾 | 大学生                                |      |
|                       | 森川 菜摘 | 大学生                                |      |

### 3 重点政策・施策評価の枠組み（まちづくり評価委員会の役割）



#### (1) 基礎データの把握

評価の基礎データとするため、以下の状況を把握する。

- ①主要事業の実施状況
- ②市民の実感（市民アンケート）
- ③目標の現状値

#### (2) まちづくり評価委員会

「市民アンケート結果」「重点プロジェクトの目標」「重点事業の実施状況」から、  
・「重点プログラムが目指す都市の姿について、現状で実感しているか」「どうい  
ところでそう思うのか・思わないのか」「アンケート結果ではこのような傾向だが、良い  
面がある、そうではない面もある」など、アンケートでは捉えきれない生の声や今後  
の取り組みの方向性などに対する意見を聴取する。

#### (3) 部局評価

重点プログラムの関係部局が、「重点事業の現状」と「重点プログラムが目指す  
都市像の実現に向けた今後の取り組み」について検討を行う。

- ①重点プログラムが目指す都市像の実現状況
  - ▽ アンケート結果に関する検証
  - ▽ 目標に関する検証
  - ▽ 重点事業の実績、効果に関する検証
- ②重点プログラムが目指す都市像の実現に向けた今後の取り組み
  - ▽ 次年度予算編成に向けた取り組み
  - ▽ 中長期的な取り組み
  - ▽ 目標指標の見直し

(4) 企画調整会議（最終評価）

重点プログラムの目指す都市像の実現状況、まちづくり評価委員会の意見、部局評価を検討材料に、今後の取り組みの方向性を検討・決定し、次年度予算の参考にする。

4 平成 23 年度まちづくり評価委員会開催スケジュール

| 日 時                     | 内 容   |
|-------------------------|---|
| 8月16日（火）<br>13:30～15:30 | 第1回まちづくり評価委員会<br>▼ 概要説明<br>▼ プログラムごとの検討<br>・プログラム1「新しい芽を育むプログラム」<br>・プログラム2「命を守るプログラム」              |
| 8月30日（火）<br>13:30～15:30 | 第2回まちづくり評価委員会<br>▼ 将来像ごとの検討<br>・プログラム3「環境を守るプログラム」<br>・プログラム4「にぎわいを生むプログラム」<br>・プログラム5「地域力を育むプログラム」 |
| 9月13日（火）<br>15:00～17:00 | 第3回まちづくり評価委員会<br>▼ プログラムの目的について<br>▼ 意見のまとめ   |

\* 場所は、消防局庁舎3階第2・3会議室。

## 5 検討内容

### (1) プログラムごとの検討

「基本計画重点プログラム市民アンケート」、「重点プロジェクト目標」「重点事業の実施状況」を基に、以下の検討を行う。

#### ①各重点プログラムが目指す都市像に対する現状の実感

- ・重点プログラムが目指す都市像、取り組みの方向性について、「現時点でどのような実感を持っているか」、「その理由は何か」「アンケート結果に対する意見」などを、重点プログラムおよび取り組みの方向性ごとに検討する。

#### ②今後の方向性

- ・各重点プログラムが目指す都市像の実現のために、今後、どのような取り組みを進めていけばよいか、何をすべきかについて検討する。

#### (検討例)

- ・「現状のまま続けていくべき」
- ・「現在の重点事業に加えてこのような取り組みを進めていってはどうか」
- ・「この取り組みは、効果がみられないのでやめたらどうか」
- ・「こんな取り組みが重要である」
- ・「こんなことに力を入れた方がよいのではないか」 など

#### (プログラムごとの検討イメージ)

参考資料 「横須賀市まちづくり評価委員会報告書（平成21年度）」参照

### (2) 「持続可能な発展を遂げる都市力（都市の魅力）」（重点プログラムの目的）について

- ・市民アンケートの結果や、各重点プログラムの検討結果を基に、重点プログラムの目的を達成するための方策について検討する。

#### ①目的に向かっていることを実感できるか（どういうところでそう思うか）

- ・市民が実感できているか、またその理由は何かなどを検討する。

#### ②今後の方向性

- ・目的を実現するために、今後何をすべきかについて、将来像・施策の方向性間の優先順位（何から取り組むべきか）も含めて検討する。

## まちづくり評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市の行政評価に資することにより、市民本位の効率的で質の高い行政の実現に寄与するため、まちづくり評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を担当する。

(1) 次に掲げる資料に基づいて意見を述べること。

ア 本市における重点的な取組みの実現度を測るための具体的な目標の達成状況

イ 実施計画に記載されている事業の実施状況等に係る事業報告

ウ 市民アンケートの集計結果

(2) 前号に掲げるもののほか、行政評価に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、市長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策推進部政策推進課において行う。

### (その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 総合計画進行管理委員会設置要綱(平成11年7月27日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## まちづくり評価委員会の会議の傍聴に関する要領

(総則)

第1条 この要領は、まちづくり評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関して、必要な事項を定めるものです。

(会議公開の原則)

第2条 委員会は、原則として公開します。ただし、委員長は、委員会の議を経て、会議の全部または一部を非公開にすることができます。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴者の定員は、原則として5人以内とします。

2 傍聴希望者が前項の定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

(傍聴章)

第4条 傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければなりません。また、傍聴を終え退場するときには、傍聴章を返却しなければなりません。

(委員会の資料)

第5条 委員会に提出した資料は、原則として配付します。ただし、配付部数に制限がある資料や会議開催の都度使用する資料、その他内容により、貸し出しになる場合があります。

(傍聴の制限)

第6条 次のいずれかに該当する人は、傍聴することができません。

- (1) ビラ、旗、プラカード、笛等の傍聴に必要でないと認められる物を持っている人
- (2) 酒気を帯びている人
- (3) 以上のほか、会議を妨害し、または他人に危害もしくは迷惑を及ぼすおそれがある人

(傍聴者の遵守事項)

第7条 傍聴者は、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 委員会委員の発言に対し、拍手、その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をしたり、笑って騒ぎ立てたりしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類を着用して、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気、その他やむを得ない理由により、委員長の許可を得たときは着用できます。
- (5) 飲食や喫煙をしないこと。
- (6) カメラやビデオ機器等による撮影や録音機器による録音、コンピューターの使用はしないこと。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た場合は除く。
- (7) むやみに席を離れないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第8条 前条の規定に違反した傍聴者に対し、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その傍聴者を退場させることができます。

附 則

この要領は、平成17年9月1日から施行します。

(別記様式)

|                    |
|--------------------|
| No.                |
| まちづくり評価委員会         |
| 傍 聴 章              |
| (お帰りの際事務局へお返しください) |